

準拠法の内容が不明の場合

——札幌地方裁判所昭和59年6月26日判決・

判例時報1140号123頁

矢吹徹雄

(事実)

原告X（夫・反訴被告）は南ローデシアで生まれイギリス国籍を有していたが、1980年4月18日南ローデシアがイギリスから独立し、ジンバブエとなつたため、Xは同日以降ジンバブエ国籍を有している。被告Y（妻・反訴原告）は、日本に生まれ、日本国籍を有している。XとYは、Yが1977年南ローデシアを旅行中に知り合い、文通の後、1979年Xが来日し、婚姻し、札幌市内に居をかまえた。XとYとの間には1980年に長男Aが出生した。ところが、Xは婚姻直後である1979年7月頃より訴外Bと肉体関係を結び、そのことがYに知れたが、Yは妊娠中であったこと及びXが反省したことからYはこれを許した。しかし、Xがその後も訴外Bとの関係を続けたこと及び夫婦間の口論のすえYを何度も平手で殴打する等の暴力を振るつたことから、XとYは、離婚することを合意した上昭和56年4月17日に別居した。別居後は、XはYに生活費を渡していない。XとYとの長男Aは、Yが日本人の子供と同様に育てており、Yは今後もAを育てることが経済的に可能である。

Xは、XとYとの別居の原因はYにあるとして、離婚及びAの親権者をXとするとの裁判を求め本訴を提起した。これに対し、Yは、XとYとの婚姻破綻の原因はXにあるとして、離婚及びAの親権者をYとするとの裁判を求め反訴を提起した。

(判旨)

裁判所は、上記のような事実認定をし、次のような理由によりXの請求を棄却し、Yの請求を認容し、Aの親権者をYと指定した。

「Xは現在ジンバブエ国籍を有する男性であり、Yは日本国籍を有する女性であるところ、法例16条本文によれば、離婚の準拠法は、離婚原因発生当時の夫の本国法によると定められているので、本件離婚原因発生当時（……昭和54年7月から現在までと解すべきである。）にジンバブエ（昭和55年4月17日まではイギリス領の南ローデシア、以下同じ）において施行されている離婚に関する法であることになる。しかるに右のジンバブエ法の内容は、原告及び被告双方の努力によっても明らかにすることができず、……当裁判所の職権による調査によって1943年のローデシア婚姻訴訟法及び1974年の同法の一部改正法の内容を知るに至り、これらの成文法が現在までジンバブエにおいて効力を有していることが判明したが、1943年法は、離婚の要件、効力、手続等の全般を規定したものではなく、特に離婚の要件については、1943年当時の離婚原因とされていた事由に追加すべき事由を定めたものにすぎないものであるところ、1943年当時離婚原因とされていた事由については、当裁判所もこれを明確にすることができる〔ない〕……すなわち、本件離婚の準拠法の内容は、断片的に判明している部分はあるものの、その正確な全体像は判明しないものといわざるを得ない。

このような場合には、判明しているジンバブエ法の内容を手がかりにしつつ、不明な部分を条理によって補い、本件離婚請求の当否を判断することとするのが相当である。……これらの規定を手がかりとすると、夫婦の婚姻関係が破綻しその回復の見込みがないときには、夫婦の一方から他方に対する離婚請求を原則として認めるが、婚姻関係の破綻を導くについて、専ら又は主として責任のある者からの離婚請求は許さないものとするのが、条理に適う措置というべきである。」

「父母が離婚する場合の未成年の子の親権ないし監護権の帰属に関する準拠法については、離婚に伴う問題として離婚の準拠法によるとの説と親子関係の問題として親子間の法律関係の準拠法によるとの説が対立しているが、本件においては、いずれの説によっても」ジンバブエ法であり、同法の規定からして、「裁判所は、離婚の裁判において、諸般の事情を考慮のうえ、子の身の上の監護及び財産の管理に当たる親権者の指定をすることができる」

(研 究)

1. 本判決には、(1)法例16条の解釈、(2)準拠外国法の内容が不明の場合に裁判所のとるべき態度、(3)親権者指定の準拠法の問題が含まれている。(1)の問題は、法例16条の「原因タル事実ノ発生シタル時ニ於ケル夫ノ本国法」の解釈の問題である。本判決は、これを離婚原因が発生した時の夫の本国で現に施行されている法律と解釈している。判例①、④、⑩(判例は、本研究末尾に添附した判例一覧表の番号で引用する)も同様の立場をとっている。これに対し、学説は、離婚原因発生の当時の夫の本国法が準拠法となるが、その国で、離婚原因発生時から口頭弁論終結時までに離婚法が改正になった場合、新法と旧法のいづれが適用になるかは、準拠法の時際法によると解釈している(川又〔6〕38ページ、池原〔3〕242ページ、山田〔21〕369ページ。なお学説は末尾の参考文献の番号と著者名で引用する)。法例16条の解釈としては、学説の指摘するところが正当であるが、本件では、離婚原因発生時を昭和54年7月から現在までと解しているので結論に差はない。以下、本稿では、もっぱら(2)の問題に限って検討することとする。

2. 国際私法では、外国法は事実か法かという問題が論じられることがある。これは、外国法の内容について誰が証明責任を負うか、あるいは、外国法の解釈の誤りが上告理由になるかという問題との関係で論じられたものである。すなわち、外国法が事実であれば、証明責任分配の原則に従って、当事者の一方が主張、立証責任を負うこととなる。外国法が法規であれば、裁判官は法律を適用する職責を負う者として当然に法を知っていると考えられるから、外国法は証明の対象とならないことになる。今日、外国法も法規であるとする考え方にはほとんど異論がないが、このことからただちに外国法は証明の対象とならないとする学説はほとんどない。ほとんどの学説は、外国法については裁判官が知らないこともあります、その場合は証明の対象となるとしている。しかし、多くの学説は、外国法も法規であるから、裁判官は、当事者の主張や証明をまたずに知っている外国法を適用してかまわないし(新堂〔12〕338ページ、本間〔15〕291ページ)、裁判外で知識を獲得することもでき(本間〔15〕291ページ)、また、外国法を証明する場合、その証明方法は自由な証明でよい(新堂〔12〕338ページ、三ヶ月〔23〕425ページ、本間〔15〕291ページ、福

永[13]400ページ) としている。

3. 裁判所, 当事者がこのような方法により外国法を知るべく努力をしたが, 結局外国法が分らなかった場合, 裁判所はどうすべきかについて学説・判例は分れている。まず学説を検討すると学説はおよそ次のように分類できる。

第一説は, 棄却説といわれるもので, 当事者が訴訟上の攻撃防禦の事実を立証できなかった場合と同じく, 原告の請求を棄却し, あるいは被告の抗弁を排斥して請求を認容するという考え方で, 跡部[2]418ページ, 細野[19]339ページがこの立場をとる。

第二説は, 内国法(法廷地法)説といわれるもので, 外国法不明の場合は内国法を適用するという考え方である。その根拠は, さらに二つに分れ, 中島[16]1317ページは, 外国法は内国法と一致するものと推定して内国法を適用すると説明する。これに対し, 山田三良[20]は, 外国法が不明な場合においても裁判官は条理に従って裁判をしなければならないが, 「斯る場合に系争問題に該当する内国法の規定は裁判官の主観的条理よりも一層確実なる客観的条理たるを失はざるが故に, 寧ろ条理として内国法によって裁判するを以て正当とする」(山田三良[20]15ページ)と説明する。山田三良[20]の立場は次に説明する条理説の一種とも考えうるものである。

第三説は, 条理説といわれるもので, 外国法不明の場合は条理によつて裁判するという考え方である。条理説をとる学説が全てその根拠を明らかにしているわけではないが, 林脇[17]121ページ, 村上[22]120ページはその根拠を裁判事務心得(明治8年太政官布告第103条)第3条に求めている。さらに条理説のなかでも条理の意味について見解が分かれている。久保[8]58ページ, 実方[11]98~99ページ, 村上[22]120ページは, 外国法の一部でも判明している場合は, 判明している部分から拡張解釈, 類推解釈によって推測すべしとし, そのような方法によつても推測し得ない最後の場合として条理を考えるので, 法的一般原則としての条理が考えられている。これに対し, 林脇[18]は条理とは, 渉外事件では, 準拠法に所属する裁判官が下すであろう判断であり, それは, 当該国の法の枠組が分ればその中で, さらに当該国と社会情勢の近い国の法を参考して求められるとする。同様に川又[6]も, 当該外国と法系を同じに

にし、あるいは歴史的、文化的、民族的に密接に影響のあった国の法律等を参考にし、当該国との文化的、歴史的、政治的要素等により修正した規定を条理とする。炳場〔1〕は、外国法不明の場合とは当該準拠法全体の立場から推測・補充が不可能な場合であるとした上で、「近似諸国法から集成された概括的基準に依り法廷地法を修正した規定を構成する。そしてこれを法廷地法の条理」として適用するとしている。

第四説は近似法説といわれるもので、外国法不明の場合には、その外国法と最も近似しているとみられる法律を適用するという立場である。池原〔3〕243ページがこの立場をとっている。もっとも、池原〔3〕は近似法すらわからないことがある事を認め、その場合は、当該の涉外的生活関係が関連をもつている諸法域の法秩序を勘案して具体的に妥当な解決をはかる外ないとしている。

4. 次に戦後の判例を検討することにする。準拠法がどこの国の法律であるかは判明しているが、その内容が明らかでないという事件は、判例①から⑩までの事件である。判例⑪、⑫、⑬は準拠法がどこの国のかずら分らない事件であり、⑭、⑮及び⑯は外国法が存在しないとされた事件である。

判例は、⑪事件を除き、外国法の内容は職権をもって調査すべき事項であると考えている。それ故に、本件においても職権で調査が行われている。これに対し、⑪事件のみは、外国法の内容は当事者が主張・立証すべき事項（すなわち弁論主義に服する事項）と考え、外国法の内容が不明な場合は請求を棄却すべきであるとして請求を棄却している。

準拠外国法が不明な場合の処置としては判例の多くは条理説を採用しているが、①、③、⑥、⑪、⑫、⑯、⑰、⑱、⑲事件は日本法を適用している。①事件はその根拠は明らかでないが、⑯、⑲事件では、日本法が条理と一致するとされた。③事件は北朝鮮に適用される条理を北朝鮮の法体系から推測したら日本法と一致するとし、⑪事件も他に手掛かりがないところ日本法の規定を条理の内容としても不都合がないから日本法を条理と考えるというもので、山田三良〔20〕とは異なるものである。③事件は、日本法と北朝鮮法は同一と推定し日本法を適用しているが、これには、文明諸国では裁判上の離婚を認めていない国はなく、しかもその離婚法は実質的に共通であるという前提があり、一般的に日本法と外国

法が一致すると推定する立場をとるものではない。②, ④事件は、台灣法の近似法として日本法を適用したもので近似法説に分類されるものである。⑥事件は、死後認知につき、父の本国法が不明の場合は、子の本国法を準拠法とするのが条理に合致するというものであり、いわゆる内国法説、条理説とは異なるものである。

判例の大半をしめる条理を適用するという判決にあっても、その条理の理解には差がある。②, ⑧, ⑨, ⑪, ⑬, ⑯, ⑰事件は、世界に共通の条理が存在するものと考え条理をそのようなものとして理解している。このことは、⑧事件の認知については当事者間に真実の親子関係の存在することが最も重要な要件であることは事柄の性質上当然であり、これを欠く認知が無効であることは何人にも明瞭な道理であるとする審判理由や、⑯事件の有責者たる被告に対する原告の離婚請求を許すことが、個人の自由と男女の平等を尊重する現代法の理念にかなうものと考えられるとの判決理由の文言から明らかである。しかし、このような法的一般理念といつても、⑯事件の財産分与請求・親権者指定の申立を除き、日本法を適用した結果と同じになっていること及びそのような日本法の結論が必ずしも世界に普遍的でないものであることに注意をする必要があろう。

⑤, ⑦, ⑩, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰, ⑱, ⑲事件は、条理という文言の意味を、当該準拠法の裁判官が適用するであろう規範と考えている。このような規範を求める方法として、⑤, ⑩, ⑯事件は一般的な条理を前提としつつ旧法（⑤事件）、近似法（⑩事件）、準拠法の法律に関する情報（⑯事件）を用いて補正する方法をとっている。⑭, ⑯事件は近似法をもって条理とし、⑮事件は、準拠法の法律中判明している法規及び旧法より推定したものを条理としている。

⑯, ⑰, ⑱, ⑲, ⑳事件は準拠法を推認し、推認した規範を準拠法として適用するとしている。推認の方法は、一部判明した法（⑯, ⑲事件）あるいは同じ法系（⑰, ⑲）事件、同じ民族に属する国の法（⑯事件）によるものが多く、⑭, ⑮, ⑯事件と実質的には同じ作業をしており、「推認」といっても「条理」といってもレッテルの違いにすぎずその内容は同じものである（⑳事件は、マレーシアにおける中国人の慣習法を日本法から推測しているがその根拠は必ずしも明らかでない）。

以上見てきたところから明らかのように、準拠外国法不明の場合の処理についての最近の判例の傾向は、当該準拠法について判明している事項、近似した政治体制、民俗、文化を有している国の法律から準拠法と一致すると思われる規定を推認し、これを適用するというものであると言える。判例で問題となつた準拠法は、ほとんどが北朝鮮の親族法であったため、北朝鮮の憲法からの類推、政治体制を共通とする社会主义諸国からの推論、歴史的、習俗的共通性を有する韓国法からの推論がなされている。さらに、一般的条理を適用した⑯事件の財産分与、親権者の指定及び北朝鮮の憲法から北朝鮮の相続法を推認した⑰事件を除き、その結論は日本法を適用したのと同じ結果になつてゐる（⑯事件は、推認した規定の適用を公序に反するとして排斥しているので結論は日本法を適用した場合と同じになつてゐる）。このことは、外国法の推認にあたつても、裁判官にとって最も密接な法である日本法（あるいは日本法の思考方式）が大きな影響を与えてゐることを示してゐると言える。

本件（⑮事件）も一部判明しているジンバブエ法から不明部分を推認しており、最近の下級審の判例の傾向に従うものである（推論の結論が日本法と同じになつてゐる点でも下級審の傾向と同じである）。

5. 次にこれまで見てきた学説・判例の立場を検討することとする。すでに述べたとおり外国法も法規であり、外国法の立証につき弁論主義を採用し得ないから⑯事件の立場は取り得ない。

棄却説については、山田[21]により「外国法の証明は法規証明であり、また当事者のなす外国法の証明は単に外国法の調査に関する裁判所の職務の執行を容易にするためのものであつて、当事者はなんらの举証責任を負担しているわけではないから、举証責任分配の原則に準じ、外国法不明の場合と当事者が攻撃防禦の事実を立証しえない場合とを同一視して、請求を棄却しないし抗弁を却下することは、やはりひとつの不当な裁判拒否というべきであろう。」（122ページ）という批判がなされているが、この批判は、的を射たものとは言えない。福永[13]が指摘するとおり「真偽不明という事態は職権探知主義のもとでも起こりうるから、そこでも証明責任が問題となりうる」（400ページ）のであり、外国法の調査につき裁判所が職責を負っていることからただちに当事者が举証責任を負わないと言うことはできないからである。ここで問題となるのは、真偽不

明の場合には当該事実は存在しないとする事実の証明についての原則を法規の証明についても適用して良いかという価値判断である。菊井・村松(7)225頁は、同じ法規証明でも、慣習法または過去の法律については、かかる法規の存在を主張する当事者が法規の不明による不利益を負うとしている。確かに法規であってもその存在が分らないときは、事実上それを適用するということが裁判官の頭に浮ばないことがあり、その限りでは法規は存在しないと同じことになるから、当該法規の存否が自覚的に争われその存在が証明できない場合も事実の証明と同じく不存在として扱うべきであろう。この考えをつきつめていくと外国法の証明ができる場合も同様に扱うことになりそうである。しかし、外国法の場合は、多くの場合、外国法は存在しているという確信はあるがその内容は分らないという場合であり、この時に、外国法の内容不明からただちに外国法不存在と同じ扱いをするのは結論の妥当性という観点からして不当である。よって、外国法の内容不明の場合には棄却説を支持し得ない。

内国法適用説のうち、外国法と内国法とが一致すると推定する立場は、諸国の法の内容が統一されていないという現実に照らして採用することはできないし、内国法が条理に一致するという立場も、根拠のない擬制であって（山田[21]122ページ参照）採用し得ない。

近似法説に対しては、A国法が判明しない場合、他のどの国の中律がA国法と近似しているか判断することができないから、そもそも近似法を適用することはできないという批判が成り立つ。これに対し、近似法説からA国法がB国法を継受している等の事実が分れば近似法を発見しうるとの反論が成り立ち得る。しかし、継受国の法が母法と同じ発展をするという保障はなく、また、二か国以上の法を継受した場合についてどの法をもって近似法とするのか確定し得ず（舛場[1]28ページ参照）、近似法説も採用し得ない。

最後に条理説であるが、条理を世界に共通な法の一般原則と考える立場に対しては、そのような一般原則は存在せず、そのような条理を考えることはできないとの批判が成り立つ。また、条理を当該準拠法の条理と考える立場に対しても、判明している当該外国法あるいは政治、風俗、歴史等の近似した國の法から推測する場合に、日本法の考え方があ

ぎれ込むことは否定し得ず、必ずしも当該準拠法の法律に近いものが得られる保障はないとの批判が成り立つ。

さらに、条理説全体に対し、条理を適用する根拠が明らかでないという批判が成り立つ。準拠法の内容不明の場合を準拠法の欠缺の場合と同一視して条理を適用しようという考え方（村上〔22〕120ページ等）もあるが、準拠法の内容不明の場合と準拠法の欠缺は同一視できない。（舛場〔1〕26ページ）しかも、準拠法に欠缺のある場合は、準拠法においてその欠缺が補充される方法において補充しなければならず、日本法における補充方法である条理を適用することは許されない。従って、条理説を採用することも躊躇せざる得ない。

6. そこで次のように考えることができないであろうか。

涉外事件において外国法を適用する場合、当該外国法に属する裁判官が当該外国法を適用しなければならないというのが通説的考え方である。そうだとすれば、裁判官が、当該外国法の裁判官が当該外国法を適用するのと同じだけ当該外国法を知ったと確信をもてない状況が外国法不明ということになる。舛場〔1〕26ページや村上〔22〕120ページのように外国法が一部判明していて、そこから推測・補充が可能な場合は外国法不明と言わないと考える必要はない。一部判明している外国法から推測して現に必要とする外国法規の内容を知ったと裁判官が確信をもてたら外国法は不明でないし、確信をもてなかつたら不明なのである。

外国法が不明であれば、外国法を適用できない。このような場合の処置について、わが国の国際私法に関する法規は規範を欠いている。すなわち、法の欠缺がある。この法の欠缺は、わが国の国際私法の欠缺であるから、わが国の法の欠缺を補充する方法で補充してよい。すなわち、わが国の国際私法の条理によって補充できる。外国法不明の場合に、ただちに内国法を適用することは、国際主義を採用するわが国の国際私法の考え方と相反するであろう。外国法不明の場合と状況は異なるが、法例が当初予定している準拠法を適用し得ない場合が、連結点に該当する事実の不明の場合にも生ずる。たとえば、離婚事件で、離婚原因が発生した時の夫の本国が不明の場合である。法例は、このような場合について、27条2項で、本国法が不明の場合は住所地法によると規定している（法例27条2項の「国籍ヲ有シナイ」のなかに「国籍不明」も含むと解

されていることにつき山田[21]94ページ、池原[3]42ページ)。すなわち、法例は、本来の連結点である「国籍」が機能し得ないときは、他の連結点を用いるとしているのである。この規定の考え方は、外国法不明の場合にも類推しうる。準拠外国法が不明のため、準拠法が機能し得ない場合は、他の連結点によって他の法を準拠法に指定すると考えられないであろうか。これを本件に則して考えると、法例16条による離婚原因発生時の夫の本国法は、当該法律が不明のため適用できない。すなわち、「離婚原因発生時の夫の本国法」という連結点は機能しないのである。そこで、法例の趣旨に反しない限りで他の連結点を搜すことになる。法例16条、27条を参考にすれば、離婚原因発生時の夫の住所地法を適用することになる。本件では、これが日本法と考えられるので日本法が準拠法となり、結論は本判決と同じことになる。要するに、法例16条に、離婚原因発生時の夫の本国法が不明の場合は、離婚原因発生時の住所地法によるという但書があると考えるのである。このように、法例全部について、いわば、次順位の連結点を考え、それによって決まる準拠法を適用すると考えられないであろうか。もっとも、このように考えても、次順位の連結点により指定される準拠法すら不明の場合がある。その場合は、法例の趣旨に反しない限りで、第三順位、第四順位の連結点を考え、それによる準拠法の内容が不明な場合は法廷地法によることとする。こうすることにより、極局的に準拠法不明の場合はなくなる。このように考えても法例の趣旨に反しないであろう。「抵触規定は、それぞれの対象たる涉外的な生活関係における一定の要素に注目して、それを基準として当該の生活関係と密接な関係があると判断される法域の法律を、その生活関係を支配すべき準拠法」(池原[3]120ページ)として適用することを目的としているのであるから、どこの地域においても適用されず、当事者の生活関係とは全く関係なく、裁判官の頭の中にのみ存在する規範を条理の名の下に適用するよりは、当事者または当該生活関係と何らかの関係がある故に国際裁判管轄が認められる法廷地の法を準拠法として適用した方が抵触規定の趣旨に合致すると思われるからである。法例16条について見れば、離婚原因発生時の夫の本国法不明の場合は、離婚原因発生時の夫の住所地法により、それも不明の場合は、離婚原因発生時の夫の居所地法により、それも不明な場合は法廷地法によることになる

準拠方の内容が不明の場合——
札幌地方裁判所昭和59年6月26日判決・判例時報1140号123頁

と考えるが、他の条文については、それぞれの条文についての法例の基本的な考え方から従って考えることとなる。その際、国際裁判管轄の特別裁判籍の認められる範囲も考慮すべき要素となる。

6. 最後に、どの程度外国法の調査をなすべきかについて簡単にふれることとする。本件でも、国際私法学者などが、時間と費用に糸目をつけて調査をすればジンバブエ法は明らかになると思われる。しかし、費用のかかりすぎる裁判、時間のかかりすぎる裁判は裁判の拒否に等しい上、他の事件の処理に対する影響を考えれば、学者の研究室における研究と同程度の調査までは要求すべきでないであろう。本件で、裁判所がどのような職権調査をしたか明らかでないので、その点については批判の限りでない。ただ、Xがイスラム教徒であることから、ジンバブエに人間法があるか否かも視野においていた調査は必要であったであろうと考える。

なお、本件の研究にあたっては、被告代理人より記録を閲覧させていただきましたことを被告代理人に御礼申し上げます。

〈参考文献〉

- [1] 稲場準一「外国法不明の場合の処置」・涉外判例百選(増補版) (1976年)
- [2] 跡部定次郎「国際私法論」上巻 (1928年)
- [3] 池原季雄「国際私法(総論)」(1973年)
- [4] 江川英文「国際私法(改訂)」(1970年)
- [5] 河邊久雄「国際私法論」(1929年)
- [6] 川又良也「我國裁判所における外國法の適用」法学論叢62巻5号1~41ページ (1956年)
- [7] 菊井維大・村松俊夫「民事訴訟法(II)」(1969年)
- [8] 久保岩太郎「国際私法概論」(1955年)
- [9] 小山昇「民事訴訟法(四訂版)」(1984年)
- [10] 澤木敬郎「国際私法入門」(1969年)
- [11] 実方正雄「国際私法概論」(1942年)
- [12] 新堂幸司「民事訴訟法」(1974年)
- [13] 鈴木正裕・鈴木重勝・福永有利・井上治典「注釈民事訴訟法」(1985年) (引用部分執筆者福永有利につき福永[13]で引用する)

北 星 論 集(経) 第23号

- (14) 砂川恵伸「外国法の不明」・澤木敬郎編「国際私法の争点」(1980年)
- (15) 中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕「民事訴訟法講義(補訂版)」(1982年)
(本間義信執筆部分につき本間〔15〕で引用する)
- (16) 中島弘道「日本民事訴訟法」第二編及至第五編(1935年)
- (17) 林脇トシ子 涉外判例研究・ジュリスト632号121—123ページ(1977年)
- (18) 林脇トシ子 涉外判例研究・ジュリスト661号129—131ページ(1978年)
- (19) 細野長良「民事訴訟法要義」第三巻(1934年)
- (20) 山田三良「国際私法(五)」現代法学全集36巻(1931年)
- (21) 山田鎌一「国際私法」(1982年)
- (22) 村上博巳「準拠外国法の調査と証明」・「民事裁判における証明責任」所収(1980年)
- (23) 三ヶ月章「民事訴訟法」(弘文堂1979年)

準拠方の内容が不明の場合——
札幌地方裁判所昭和59年6月26日判決・判例時報1140号123頁

〈引用判例〉

番号	裁判所判決年月日(昭和年.月.日)	判例集	不明外国法	位置
1	名古屋地裁半田支部 27.5.20	下民集3-5-676	朝鮮・離婚・親権法	日本法適用
2	名古屋地裁 29.5.29	下民集5-5-788	朝鮮・離婚	条理(一般的)
3	東京地裁 29.9.28	下民集9-9-1640	北朝鮮・離婚	日本法(日本法と北朝鮮法は同一と推定)
4	福岡地裁 33.1.14	下民集9-1-15	北朝鮮・離婚	条理(風俗・伝統・習慣の近似した大韓民国の法)
5	東京地裁 33.8.12	下民集9-8-1573	北朝鮮・離婚	条理(一般的+旧法)
6	千葉地裁佐倉支部 33.10.14	下民集9-10-2098	台湾・死後認知	条理(子の本国法たる日本法)
7	東京高裁 34.8.8	判時227-34	朝鮮民事令・婚姻の効力	条理(朝鮮に妥当する)・刑事事件の前提
8	宇都宮地裁 34.8.10	家月11-11-134	北朝鮮・認知無効	条理(一般的)
9	神戸地裁 34.10.6	下民集10-10-2099	イギリス・夫婦財産制	条理(一般的)
10	神戸家裁 35.9.14審判	家月12-12-101	北朝鮮・相続の限定期承認	条理(一般+韓国法)
11	浦和家裁 36.8.31審判	家月13-12-65	北朝鮮・後見人	条理(一般的)
12	福岡地裁小倉支部 37.1.22	下民集13-1-64	韓国・行為能力	棄却説
13	浦和家裁 37.6.5審判	家月14-12-154	北朝鮮・認知	条理(一般的)
14	大阪家裁 37.8.22審判	家月15-2-163	北朝鮮・養子	条理(同一民俗であり風習の近似する大韓民国の法)
15	東京地裁 37.10.25	下民集13-10-2146	中国・死後認知	条理(婚姻法+旧法を參照)
16	東京家裁 38.6.13審判	家月15-10-153	北朝鮮・養子	推測(朝鮮民事令+大韓民国法+ソ連法)
17	大阪地裁 39.3.17	判時162-197	北朝鮮・認知	条理(韓國法による)
18	千葉地裁松戸支部 40.8.11	家月18-9-53	北朝鮮・離婚	推測(ソ連法)
19	東京地裁 41.1.13	家月19-1-43	北朝鮮・親子関係	条理(一般的)
20	静岡地裁 46.2.12	下民集22-1-2-160	北朝鮮・離婚	条理(一般的)
21	横浜家裁 48-10-2審判	家月12-6-52	台湾・親子關係	日本法(類似の法制を有する法廷地法)
22	札幌家裁 49.7.23審判	家月27-5-146	マレーシア・認知	推測(一部判明しているので類推・整理等より)
23	東京家裁 49.12.27審判	家月27-10-71	マレーシア・後見	推測(日本法から)
24	那覇家裁 50.1.17審判	家月28-2-115	台湾区・親子關係	日本法(類似の法制を有する法廷地法)
25	名古屋地裁 50.10.7審判	下民集26-9~12-910	北朝鮮・根絶	推測(北朝鮮の憲法から)
26	東京地裁 51.3.19	下民集27-1-4-125	北朝鮮・認知	推測(チェコ・ボーランド法、ソ連法、北朝鮮樹綱・扶養法)
27	甲府地裁 51.10.29	判時852-103	北朝鮮・離婚・親権	条理(北朝鮮の法令により一般的の条理を補足)
28	大阪家裁 54.3.26審判	家月34-2-160	中国・相続財産管理人	条理(日本法は多理に合致している)
29	名古屋高裁金沢支部 55.3.25	判時970-163	北朝鮮・財産分与	条理(日本法)
30	東京高裁 56.7.13	判時1013-1-34	中国・死後認知	条理(一般的)
31	長野家裁 57.3.12審判	家月35-1-105	北朝鮮・相続	条理(北鮮に具体的に妥当する条理+日本法)
32	神戸地裁 58.3.30	判時1092-114	インド・国際海上物品運送における損害の算定に関する法規	条理(英法ないし英米法及び国際的統一の動きから各国の法律・判例を參照すべきであるがこれも不明=日本法)
33	札幌地裁 59.6.26	判時1140-123	ジンバブエ・離婚	条理(不明確な部分を条理で補う)
34	広島地裁 30.9.23	下民集6-9-2048	朝鮮・離婚	不存在一条理(大韓民国法と同一規範による)
35	神戸地裁 30.12.19	下民集6-12-2627	離婚	夫が無国籍で住居所不明一条理(一般的)
36	大阪地裁 31.11.27	下民集7-11-3393	大韓民国・親権指定	不存在一条理
37	名古屋地裁 31.11.28	下民集7-11-3416	合衆国・離婚	夫の住所の属する州不明=外國法不明一条理(一般的)
38	熊本家裁高森出張所 31.12.24審判	家月9-1-32	朝鮮・認知無効	適用すべき法不存在一条理
39	大阪地裁 35.4.12	下民集11-4-817		

*審判の表示のないものは判決です。